

石川県公報

令和 7 年 10 月 14 日

第 13849 号（火曜日）

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目

次

告 示		公 告	
○県統計調査の実施	(厚生政策課) 1	○公共測量実施公告	(監 理 課) 3
○救急病院の認定	(医療支援課) 1	○公共測量実施公告	(同) 4
○令和 7 年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(監 理 課) 2	○公共測量終了公告	(同) 4

告

示

石川県告示第336号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和 7 年10月14日

石川県知事 馳 浩

- 県統計調査の名称
石川県介護・福祉人材に関する実態調査
- 県統計調査の目的
県内の介護・福祉事業所に勤務する介護・福祉職員の実態を明らかにすることにより、石川県における介護・福祉人材の確保対策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
調査日時点において設置されている県内の介護保険サービスを実施する事業所（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）のうちから無作為抽出（計1,300事業所）及び当該事業所の従業員のうち事業所の長により選定された者（計1,300名）
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
事業所の従業員数、職種別の過不足状況、運営上の問題点、早期離職防止策、従業員への教育・研修内容、就業形態及びその他介護・福祉人材に関する事項
 - 基準となる期日又は期間
令和 7 年10月 1 日現在
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送またはオンラインで回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
令和 7 年10月17日（金）から同年11月25日（火）まで

石川県告示第337号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定

した。

令和 7 年 10 月 14 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公 立 松 任 石 川 中 央 病 院	白山市倉光三丁目 8 番地	令和 7 年 10 月 6 日	令和 10 年 10 月 5 日

石川県告示第 338 号

令和 7 年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 4 条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 14 日

石川県知事 馳 浩

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第 2 条第 4 号に規定するものをいう。）の種類は、建設工事であつて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）別表第 1 の上欄に掲げるものとする。

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 納税証明書

イ 法第 27 条の 27 の規定による経営規模等評価結果通知書及び法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値通知書の写し（令和 6 年 10 月 1 日直前の事業年度の終了の日を審査基準日とするものであること。）

ウ その他知事が必要があると認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書等は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県土木部監理課入札・契約グループ 電話番号 076-225-1712

4 競争入札に参加する者の資格の審査を受けることができる者

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けており、かつ、法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の請求をしている者

(2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者となったことについて、同法第 7 条の規定による届出をしている者

(3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第 48 条及び厚生年金保険法第 27 条の規定による届出をしている者

(4) 申請日の 1 月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者であること。

(5) 次のア又はイに掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、3(2)により提出された申請書及び添付書類に基づき、4に規定する事由について行う。

(2) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく審査において令和7年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者（この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 令和8年度以降に石川県において締結が見込まれる特定調達契約に関し、競争入札の参加を希望する者は、別途公示を行うので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 代表者以外の役員又は理事

(5) 資本金

(6) 郵便番号

(7) 電話番号

(8) 契約等に関する権限の受任者の内容

(9) 建設業許可の内容

(10) 申請業種の全部又は一部取下げ

9 資格の取消し等

知事は、競争入札参加資格者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を取り消すものとする。

(1) 4(1)から4(3)までに掲げる要件に該当しない者となったとき。

(2) 令第167条の4第1項又は第2項に該当したとき。

(3) 3(2)に定める申請書の内容及び添付書類の重大な事項について、故意に虚偽の記載等をしたとき。

公 告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月14日

石川県知事 馳

浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和 7 年 8 月 30 日から 令和 8 年 2 月 27 日まで	小松市古府町地内
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和 7 年 8 月 30 日から 令和 8 年 2 月 27 日まで	小松市古府町地内
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和 7 年 8 月 30 日から 令和 8 年 2 月 27 日まで	小松市千代町地内
公 共 測 量 (航 空 レ ー ザ 測 深 測 量)	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 1 月 30 日まで	白山市白峰、尾添、中宮、荒谷、瀬戸、木滑新地先
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 3 月 6 日まで	能美市牛島町
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 3 月 6 日まで	能美市佐野町

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市番匠町土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 10 月 14 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和 7 年 10 月 3 日から 同年 12 月 26 日まで	白山市番匠町地内

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局土地改良技術事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 10 月 14 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和 6 年 10 月 11 日から 令和 7 年 8 月 25 日まで	七尾市能登島曲町、能登島通町、能登島半浦町、能登島無関町
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和 6 年 11 月 6 日から 令和 7 年 8 月 28 日まで	輪島市小池町鵜入